

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

定年退職後同一企業に再雇用された労働者が再雇用後に石綿関連疾患等の遅発性疾病を発症した場合の給付基礎日額の算定に関する取扱いについて

標記については、平成 29 年 6 月 26 日付け基補発 0626 第 1 号に基づき、当分の間、検討の対象となる事例について本省に報告することとしていたところであるが、これまでの各局における事例の蓄積等の状況を踏まえ、適正性を確保しつつ処理の一層の迅速化を図る観点から、今後は、下記によることとしたので、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

なお、平成 29 年 6 月 26 日付け基補発 0626 第 1 号は、本通知の発出をもって廃止する。

## 記

### 1 基本的な考え方

労働者災害補償保険法第 8 条に基づく給付基礎日額のうち、業務上疾病に係る給付基礎日額の算定に当たっては、昭和 50 年 9 月 23 日付け基発第 556 号「業務上疾病にかかった労働者に係る平均賃金の算定について」等により指示されているところであり、労働者がその疾病の発生のおそれのある作業に従事した最後の事業場（以下「最終ばく露事業場」という。）を離職している場合には、労働者がその疾病の発生のおそれがある作業に従事した最後の事業場を離職した日（賃金の締切日がある場合は直前の賃金締切日）以前 3 か月間に支払われた賃金により算定した金額を基礎とし、算定事由発生日までの賃金水準の上昇を考慮して当該労働者の平均賃金を算定することとされている。

このうち、定年退職後同一企業に再雇用された後に石綿関連疾患等の遅発性疾病を発症した場合の給付基礎日額の算定に当たっては、被災労働者の稼得能力を填補するなど、労働者災害補償保険の目的に従い、これを適切に算定することが重要となっている。

このため、定年退職後同一企業に再雇用された後に石綿関連疾患等の遅発性疾病を発症した場合の給付基礎日額の算定に当たっては、最終ばく露事業場を離職した日をいずれの時点とするかについて、個々の事案に即して適切に判断することとする。

## 2 具体的な取扱い

定年退職後同一企業に再雇用された労働者に係る給付基礎日額の算定に関しては、これまで、平均賃金の算定に関し、昭和45年1月22日付基収第4464号に基づき、「当該労働者の勤務の実態に即し、実質的に判断することとし、形式的には定年の前後によって別個の契約が存在しているが、定年退職後も引き続いて嘱託として同一業務に再雇用される場合には、実質的には一つの継続した労働関係であると考えられる」として、「算定事由発生日以前3か月間を算定期間として平均賃金を算定する」とされてきたところであるが、平成28年7月20日付け労働保険審査会の裁決で示された下記の判断要素等を踏まえて、最終ばく露事業場を離職した日について、就労実態に即して、適切に判断すること。

その際、定年退職後締結された再雇用契約が、定年退職を契機として、新たに従前とは異なる内容の労働契約を締結したものであると認められるか否かを、当該契約内容のほか、雇用の実態等を踏まえて判断すること。

### ア 雇用形態、役職等

雇用形態、役職の変更の有無等について、雇用契約書や就業規則等により確認すること。

### イ 賃金、勤務時間、出勤日数等

基本給や手当の変更による賃金水準の変動の状況、勤務時間の変更、出勤日数の変化等について、上記アの資料や賃金台帳、出勤簿等により確認すること。

### ウ 退職金、社会保険等

退職金の有無、社会保険の取扱いの変更の有無等について確認すること。

### エ 作業内容等

定年前とは異なる部署への異動や、定年退職後も遅発性疾病の発生のおそれのある作業に労働者が従事していたか否か等を確認すること。

## 3 その他

給付基礎日額の算定について疑義のある場合や各局における過去の事例等から適切に判断し難い場合は、適宜、本省に相談すること。